

多様な農福連携振興における連携協力に関する協定書

国立大学法人千葉大学環境健康フィールド科学センター（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人エコグリーン協会（以下「乙」という。）は、多様な農福連携振興において連携協力を行うことに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙との多様な農福連携振興における連携協力（以下「連携協力」という。）は、地域における多様な農福連携振興と地域福祉・地域社会の活性化を図るとともに、甲の教育、研究活動等に貢献することを目的とする。

（連携協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために実施する事業の展開等に関し、互いに連携を図りながら協力するものとする。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、事業の具体的内容、実施方法等については、甲及び乙による協議のうえ定めるものとする。

（運営経費）

第3条 連携協力のための経費は、甲及び乙による協議のうえ定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報に基づき作成された資料を含む。以下同じ。）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示もしくは漏洩してはならず、また、第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

（1）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらず公知となったもの

（2）その情報を開示する正当な権限を有する第三者から別途入手した情報と同一のもの

（3）相手方から提供を受けた情報と同一の内容であるが、相手方から提供を受けた情報によらず独立して作成したもの

2 前項の規定に関わらず、情報を取得した者は、法令に定めがある場合に限り、必要な情報を必要な範囲に限って第三者に開示することができる。

（返還等）

第5条 甲及び乙は、相手方から提供された情報の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された情報の複製物及び提供された情報に基づいて作成された情報については、破棄その他の方法により再利用ができないよう処分しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく情報を破棄することができる。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から本協定を更新しない旨の書面による通知がない限り、本協定は更に1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解約）

第7条 甲及び乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、相手方に何ら責任を負うことなく本協定を解約することができる。

2 前項の規定に関わらず、甲又は乙が、故意又は重過失により本協定又は本協定に関する法令に違反した場合には、相手方は何らの責任を負うことなく当該違反が発生した時点に遡って本協定を解約することができる。

（協議）

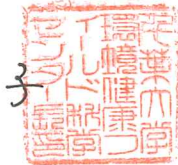
第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は信義に則り誠実に協議を行うものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月 1日

甲：千葉県柏市柏の葉6丁目2番地1
国立大学法人千葉大学
環境健康フィールド科学センター
センター長

高垣美智子



乙：東京都千代田区神田小川町3-28-5
axle 御茶ノ水 PB01
特定非営利活動法人エコグリーン協会
理事長

大林修

